

(平成22年6月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

山梨国民年金 事案 278

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

大学生であった20歳の時に国民年金に任意加入して、保険料は両親が払っていた。市役所の女性職員が父の会社の事務所兼自宅に集金に来ていた。この期間国民年金の保険料を納めていたことは間違いないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年*月の時に任意加入をして、父の会社の事務所兼自宅に集金に来ていた市役所の女性職員に、両親が保険料を払っていたと主張しているが、申立人が保管している年金手帳には3年4月1日に国民年金に初めて加入したと記載されており、国民年金手帳記号番号は、同年10月16日に払い出されている。

また、学生の国民年金の強制適用は平成3年4月より施行されており、当時学生であった申立人の申立期間は、任意加入の期間となるため、さかのぼって任意加入の被保険者とはなり得ず、保険料も納付することはできなかった。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

ねんきん特別便によると、A社B営業所に勤務していた時の厚生年金保険加入記録が見当たらない。当時、同僚の紹介で入社し、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所勤務当時の勤務場所及び職務内容等を記憶しており、期間は特定できないものの、同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該営業所は既に廃止されており、当時の営業所長及び入社を紹介してくれたとする同僚は、いずれも亡くなっているほか、申立期間当時、同営業所に勤務していた元同僚への聴取においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

また、A社の本社管理部長は「営業所は小売店も兼ねており、女性は店頭販売の仕事内容からアルバイトかパート社員だったのではないかと思う。」と証言している。

さらに、A社B営業所に関する当時の関係資料は残っていない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社を昭和 61 年 7 月 25 日に退職し、最後の給料から 7 月の厚生年金保険料を控除されたのに、同月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことを知った。61 年 7 月を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 61 年 7 月 25 日まで勤務していたと申述しているところ、申立人から提出された給料支払明細書によると、最終労働日は 61 年 7 月 25 日の記載が確認できるほか、雇用保険の加入記録でも離職日は同一日となっていることが確認できる。

また、前述の給料支払明細書により、申立人は、退職した月である昭和 61 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。

また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、A社における厚生年金保険料控除は当月控除であると認められ、事業主も当月控除であると回答している。

しかしながら、申立人がA社を退職した日は昭和 61 年 7 月 25 日であることは申立人も認めている上、事業主も誤って申立人の同年 7 月分の給料から厚生年金保険料を控除したことを認めていることから、申立人が被保険者の資格を喪失した月である昭和 61 年 7 月分の給料から厚生年金保険料が控除

されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。